

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

刈谷市長 稲 垣 武

市町村名 (市町村コード)	刈谷市 (232106)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士松地区 (泉田・今川・今岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水田が9割以上を占めており、地区内の担い手は8名(個人7・法人1)で担い手への集積率は約38%である。農業者の高齢化・後継者不足等により自作農が減少している。土地改良事業が行われているエリアについては担い手への集積・集約化が進んでいる反面、泉田は担い手がない。また、逢妻川沿いの農地は土壌が緩く、土地改良等の対応が必要な農地が多くある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における水稻を主要作物としつつ、担い手への集積・集約化を進める。また、担い手がないエリアでは、他地区からの参入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな農業者等への農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 基盤法による相対の利用権で設定されている農用地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定に切り替え、農用地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針 平成28年度着手の経営体育成基盤整備事業今川今岡地区については継続して事業を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 圃場整備や遊休農地の整備などにより、新規就農者や他地区からの参入を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

富士松

